

令和6年度 生活のきまり（予定）

①服装 ***TPOを意識し、服装を整えること。**

- ・標準服は正しく着用し、だらしない服装をしないようにします。本校ではポロシャツを着用し、ワイシャツは着用しません。
- （6月～9月の標準服）ポロシャツ（白、紺）、長ズボンまたはスカート ※ベスト（紺）の着用は任意
- （10月～5月の標準服）ブレザー、ポロシャツ（白）、長ズボンまたはスカート ※ベスト（紺）の着用は任意
- ・スカートの裾の位置は、ひざの中心より上にならないようにし、意図的に短くしないようにします。
- ・ポロシャツの裾をズボンやスカートの外に出さないようにします。ポロシャツの下に着るインナーは、ハイネックは着用せずポロシャツから見えないようにします。
- ・防寒のため、タイツ、ストッキング、レギンス、スパッツの着用は可としています。
- ・服装の色については、以下の表の色を基準とします。華美なものは不可とします。

	黒	紺	茶	白	グレー	ベージュ
インナー	○	○	○	○	○	○
セーター、カーディガン	○	○	○	○	○	○
コート	○	○	○	○	○	○
タイツ、レギンス、スパッツ	○	○				
ストッキング	○					○
靴下	○	○	○	○	○	○

- ・靴の色の指定はありません。体育の時間等は、運動しやすい靴を用意してください。
- ・髪型については、入学式や卒業式等の儀式や入試〔面接〕の際にふさわしいもの、またはそれに準ずるものとしてします。

◎身だしなみの指導の対象となる具体的な例

- ・頭髪について、パーマ、脱色、髪染め〔茶髪など〕の行為、整髪料等の使用、過度な刈り込や、不必要な編み込み。
 - ・装飾のある髪留め、ヘアバンド等の使用。派手な色や柄、蛍光色等のピンやゴムの使用。
 - ・ミサンガ、ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット等、装飾品の使用。
 - ・ファッションや流行に関わる服装、化粧、眉毛の加工。
- ※リップクリームについては無色無臭のもののみ使用を認めています。

*部活動や校外学習の服装については、目的や用途に合わせて検討し、その都度お知らせします。

②上履き・体育館履き

- ・本校指定のものを使用します。必ず記名をします（写真参照）。落書き、色つけは禁止です。
- ・上履きは、学年の色のもを履きます。令和6年度の新1年生の学年の色は緑です。
- ・体育館履きは、体育館のみの使用です。その他の場所では使用しません。尚、袋に入れて保管します。

③かばん

- ・特別な指定は有りませんが、スクールバッグやスポーツバッグ、リュックサック等を使用します。大きなキーホルダーの使用や落書き等は行いません。

④昼食

- ・家庭から持参するか、申込制の弁当タイプの給食となります。給食の申込については別紙を参照してくだ

さい。昼食時に出たごみは、すべて持ち帰りです。なお、9月からは全員の給食が始まる予定です。

- ・飲み物は、熱中症対策も兼ねた、食事に合うものとします。水筒、ペットボトルで対応してください。ビンや缶の飲み物は持ち込みません。紙パックについては食事の時に飲みきれるものにしてください。
- ・朝、登校途中にコンビニでの弁当類の購入は認めています。お菓子類の購入は止めてください。また、登校後の校外への買い出しはできません。

⑤登下校時

- ・午前8時20分より、朝読書時間が始まります。チャイムが鳴る前に自席に座れるよう、少し余裕をもって登校します。また、朝礼のある日は、8時25分に体育館の所定の場所に集合します。
- ・登下校時は、原則、標準服を着用します。〔ジャージ登校の場合があります。〕
- ・自転車、自動車での登下校は、認められていません。〔休日の部活動や再登校のときなども同様です。〕やむを得ない事情で自動車で送迎される場合は、近隣の方の私有地等を使うことがないようにしてください。
- ・寄り道せず、まっすぐ家に帰ります。下校途中に買い物をすることは禁止です。
- ・**交通ルールをしっかりと守って行動します。**道幅いっぱいに広がったり、ふざけ合ったり、大声で話をしたり等、他の通行する人の妨げになる行動は慎んでください。〔近隣の方の迷惑になります。〕
- ・校庭は、横切らずに 緑色（タータン）の部分を通行します。

⑥持ち物・忘れ物・落とし物

- ・持ち物には、必ず記名をお願いします。
- ・不要物〔授業に関係のないもの〕の持ち込みは、認めていません。持ち込みがわかった場合は、一時学校で保管し、保護者の方にお返しします。
- ・教科書、ノートなどは、自己管理のもと学校に置いてよいことになっています。ただし、教科の先生による指示があったものについては持ち帰ります。
- ・携帯電話、スマートフォン等の持ち込みは認めていません。特別な事情があるときは、担任、学年の生活指導の担当者にご相談ください。また、必要があつてお金などの貴重品を持ってきた場合は、朝のうちに担任に預けます。

⑦その他

- ・部活動のきまりは、4月当初に配布するもの、各部活動から配布されるものを確認してください。
- ・体育館棟のエレベーターやテニスコートや体育館棟駐車場、校舎裏には立ち入らないでください。
- ・公共物の破損については、破損届を提出することになります。故意による破損の場合、自己負担での原状復帰をお願いする場合があります。

☆近年、SNS〔ライン・メール等〕による、トラブルが多く発生しています。家庭で使用方法について十分に話し合い、家庭のルールや使い方のマナーを守って使用してください。

⑧町田市内中学校確認事項

- ・午前授業の時は、15時までは自宅学習とし、外出はしないこと。
- ・他の中学校の行事には行かない。また、自分の学校行事には呼ばないこと。
- ・部活動での試合等以外は、他の中学校には行かない。また、自分の学校に呼ばないこと。

※大きな違反について

下記①～③の内容に関する問題行動については、生徒の反省を促し、今後の生活の約束を守ることができるように指導を行います。その後、保護者の引き取りの上、自宅で振り返りと今後のことを考える時間を家庭でもっていただくこととなります。翌日以降に保護者とともに登校し、反省と約束を確認したうえで教室へ戻ることとなります。生活のきまりについてもご理解のほど、よろしく願いいたします。

- ① いのちに関わる問題行動 ② 授業妨害 ③ 触法行為

記名の仕方

【上履き】つま先とかかとの部分、2カ所に記名する



【体育館履き】足の甲部分にあるタンに記名する。

